

1 市 勢

1 沿 革

日本の中央に位置する本市は、古代には信濃の国の国府が設けられ、深志と呼ばれた時代から当地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。松本の名称は、天正 10 年に小笠原貞慶が深志城へ入城し、松本城と名を改めた時から始まったといわれています。

松本城天守閣は、文禄から慶長の初め（約 430 年前）に石川数正・康長父子によって築城され、以来小笠原、戸田、松平、堀田、水野及び戸田（再）の城主を経て、明治維新に及びました。

また、産業の町としても古く、繊維、木工業が盛んで、当地方の産業の中心でした。戦前は、生糸がその主力を占めていましたが、戦後は、機械製造業、食品加工業及び木工業が主力となり、昭和 39 年 3 月に内陸唯一の松本諏訪地区新産業都市の指定を受けて以来、特に電機関連産業が急成長しました。

行政面では、明治 4 年 7 月の廃藩置県後、同年 11 月に筑摩県の県庁が置かれ、南深志町、北深志町に分かれていました。その後明治 9 年 8 月に長野県に合併されました。明治 22 年 4 月に松本町となり、明治 40 年 5 月に市制を施行し、その後周辺の村々との合併を経て、平成 17 年 4 月 1 日に四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の 4 村と、平成 22 年 3 月 31 日に波田町と合併を行い、平成 29 年 5 月には、市制施行 110 周年を迎えました。

そして、令和 3 年 4 月 1 日に中核市へ移行し、県から多くの権限を受ける中、新たなスタートを切りました。

2 位置・面積（平成 26 年 10 月 1 日現在）

- (1) 位 置 東経 137° 58' 19" 北緯 36° 14' 17"
- (2) 面 積 978.47 km²
- (3) 広 さ 東西 52.2 km 南北 41.3 km
- (4) 標 高 592.21m（基準：松本市役所）

3 市制施行

明治 40 年 5 月 1 日

4 人口

(1) 人口・世帯の推移

各年10月 1日現在

年次	面積	世帯数	人口				一 当 た り 人 口	人口密度 〔1 km ² 当 たり〕	現市域から見た		備 考
			総 数	男	女	男 女 比 (女=100)			人 口	人 口 増加率	
	km ²	世帯	人	人	人	人	人	人	人	%	
大正 9	12.17	10,256	49,999	24,456	25,543	95.7	4.88	4,108.4	134,337	-	第 1 回国勢調査
14	18.80	12,973	63,427	31,379	32,048	97.9	4.89	3,373.8	145,423	8.3	第 2 回国勢調査
昭和 5	18.80	14,485	72,141	35,129	37,012	94.9	4.98	3,837.3	155,152	6.7	第 3 回国勢調査
10	18.80	14,851	73,353	36,030	37,323	96.5	4.94	3,901.8	156,752	1.0	第 4 回国勢調査
15	18.80	15,174	72,795	34,490	38,305	90.0	4.80	3,872.1	155,477	△ 0.8	第 5 回国勢調査
22	19.87	18,655	84,258	39,879	44,379	89.9	4.52	4,240.5	184,334	18.6	第 6 回国勢調査
25	19.87	19,336	86,005	41,329	44,676	92.5	4.45	4,328.4	185,664	0.7	第 7 回国勢調査
30	214.85	30,925	145,228	71,047	74,181	95.8	4.70	676.0	189,783	2.2	第 8 回国勢調査
35	226.14	34,800	148,710	71,631	77,079	92.9	4.27	657.6	190,179	0.2	第 9 回国勢調査
40	226.20	39,789	154,131	73,840	80,291	92.0	3.87	681.4	196,940	3.6	第10回国勢調査
45	226.20	45,421	162,931	78,710	84,221	93.5	3.59	720.3	203,684	3.4	第11回国勢調査
50	264.30	55,007	185,595	89,886	95,709	93.9	3.37	702.2	214,735	5.4	第12回国勢調査
55	264.30	60,594	192,085	93,731	98,354	95.3	3.17	726.8	223,637	4.1	第13回国勢調査
56	264.30	61,159	192,769	94,075	98,694	95.3	3.15	729.4	224,381	0.3	
57	264.60	61,854	193,139	94,405	98,734	95.6	3.12	729.9	224,989	0.3	
58	264.60	62,529	193,829	94,850	98,979	95.8	3.10	732.5	225,959	0.4	
59	264.60	63,896	194,807	95,329	99,478	95.8	3.05	736.2	227,045	0.5	
60	264.60	64,192	197,340	96,803	100,537	96.3	3.07	745.8	229,917	1.3	第14回国勢調査
61	264.60	64,926	198,496	97,499	100,997	96.5	3.06	750.2	231,159	0.5	
62	264.60	65,765	199,211	97,875	101,336	96.6	3.03	752.9	232,011	0.4	
63	264.60	67,063	199,950	98,122	101,828	96.4	2.98	755.7	232,868	0.4	
平成 元	264.60	68,007	200,698	98,572	102,126	96.5	2.95	758.5	233,840	0.4	
2	265.86	69,060	200,715	98,851	101,864	97.0	2.91	755.0	233,756	△ 0.0	第15回国勢調査
3	265.86	70,457	202,011	99,642	102,369	97.3	2.87	759.8	235,244	0.6	
4	265.86	71,460	202,998	100,141	102,857	97.4	2.84	763.6	236,473	0.5	
5	265.86	72,510	203,707	100,498	103,209	97.4	2.81	766.2	237,397	0.4	
6	265.86	73,962	204,879	101,352	103,527	97.9	2.77	770.6	238,803	0.6	
7	265.87	75,899	205,523	101,764	103,759	98.1	2.71	773.0	239,539	0.3	第16回国勢調査
8	265.87	77,003	206,335	102,285	104,050	98.3	2.68	776.1	240,508	0.4	
9	265.87	78,086	206,801	102,508	104,293	98.3	2.65	777.8	241,117	0.3	
10	265.87	79,246	207,741	102,947	104,794	98.2	2.62	781.4	242,281	0.5	
11	265.87	80,379	208,377	103,212	105,165	98.1	2.59	783.8	243,010	0.3	
12	265.87	81,196	208,970	103,534	105,436	98.2	2.57	786.0	243,465	0.2	第17回国勢調査
13	265.87	82,384	209,816	104,058	105,758	98.4	2.55	789.2	244,560	0.4	
14	265.87	82,690	209,649	103,838	105,811	98.1	2.54	788.5	244,603	0.0	
15	265.87	83,223	209,147	103,417	105,730	97.8	2.51	786.7	244,194	△ 0.2	
16	265.87	83,603	208,599	103,151	105,448	97.8	2.50	784.6	243,743	△ 0.2	
17	919.35	89,266	227,627	112,083	115,544	97.0	2.55	247.6	242,541	△ 0.5	第18回国勢調査
18	919.35	90,017	227,580	112,056	115,524	97.0	2.53	247.5	242,548	0.0	
19	919.35	90,590	227,394	111,891	115,503	96.9	2.51	247.3	242,365	△ 0.1	
20	919.35	91,183	227,188	111,839	115,349	97.0	2.49	247.1	242,078	△ 0.1	
21	919.35	91,541	226,546	111,457	115,089	96.8	2.47	246.4	241,478	△ 0.2	
22	978.77	97,303	243,037	119,271	123,766	96.4	2.50	248.3	243,037	0.6	第19回国勢調査
23	978.77	98,346	243,439	119,473	123,966	96.4	2.48	248.7	243,439	0.2	
24	978.77	99,695	243,310	119,481	123,829	96.5	2.44	248.6	243,310	△ 0.1	
25	978.77	99,842	242,870	119,144	123,726	96.3	2.43	248.1	242,870	△ 0.2	
26	978.47	100,121	242,086	118,640	123,446	96.1	2.42	247.4	242,086	△ 0.3	
27	978.47	100,173	243,293	119,479	123,814	96.5	2.43	248.6	243,293	0.5	第20回国勢調査
28	978.47	100,867	242,848	119,306	123,542	96.6	2.41	248.2	242,848	△ 0.2	
29	978.47	101,619	242,065	118,903	123,162	96.5	2.38	247.4	242,065	△ 0.3	
30	978.47	102,404	241,132	118,463	122,669	96.6	2.35	246.4	241,132	△ 0.4	
令和 元	978.47	103,007	240,276	117,999	122,277	96.5	2.33	245.6	240,276	△ 0.4	
2	978.47	104,934	241,145	118,271	122,874	96.3	2.30	246.5	241,145	0.4	第21回国勢調査
3	978.47	105,619	240,226	117,874	122,352	96.3	2.27	245.5	240,226	△ 0.4	
4	978.47	106,608	239,460	117,537	121,923	96.4	2.25	244.7	239,460	△ 0.3	

⇒ DX推進本部 「国勢調査報告」「毎月人口異動調査結果報告」

- 注 (1) 昭和55年以降の人口は国勢調査年を除き、自然増減及び社会増減から割り出される推計人口です。
 (2) 「現市域からみた人口」とは現在の市域に組み替えたときの数値です。

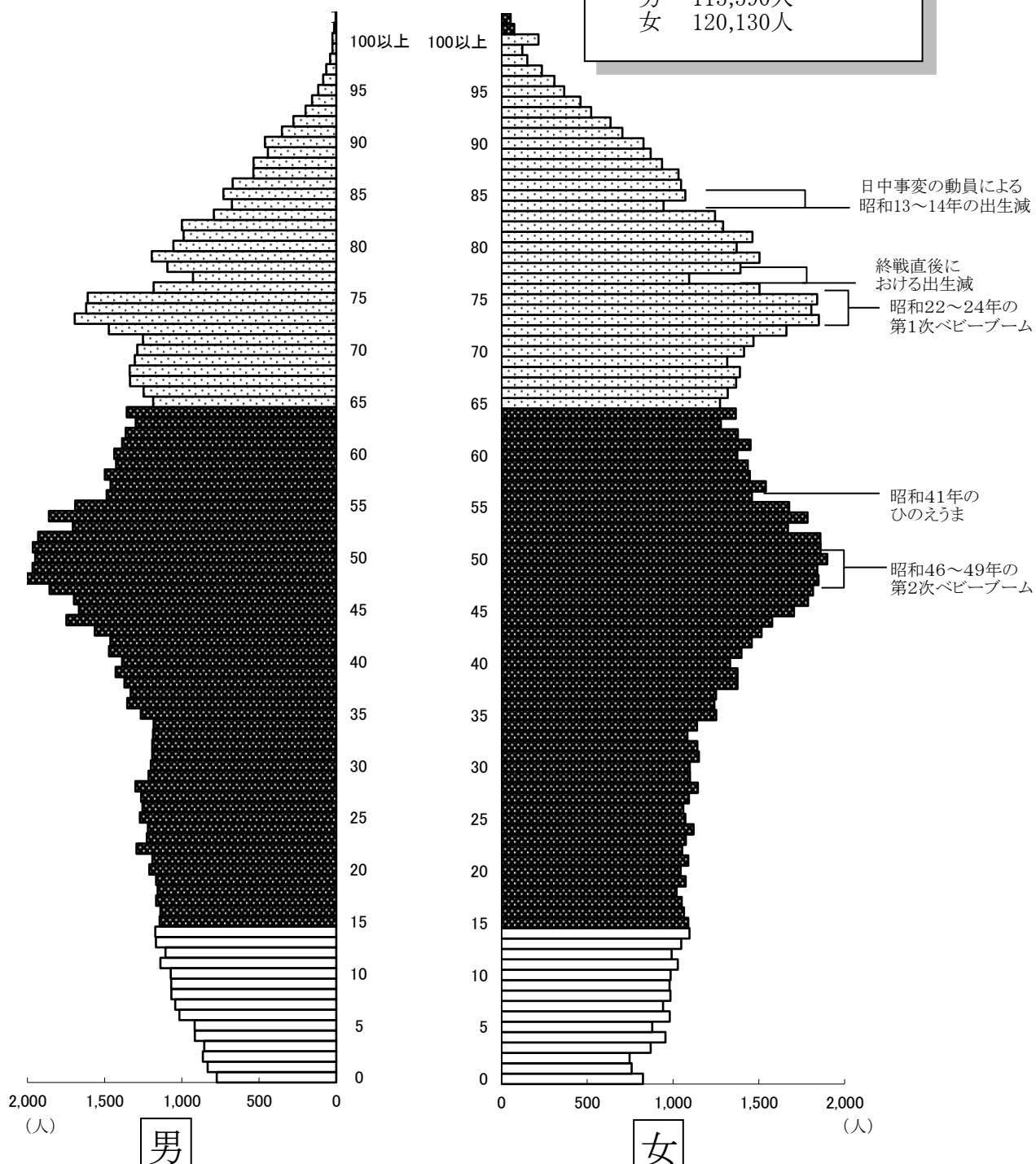
(2) 年齢別人口

老年人口 (65歳以上の人口)
 生産年齢人口 (15～64歳の人口)
 年少人口 (15歳未満の人口)

(歳)

松本市の年齢別人口
(令和5年4月1日現在 登録人口)

総数 235,720人
 男 115,590人
 女 120,130人



(3) 人口動態

年次 月次	月間増加数 (年間) (a)+(b)+(c)	自 然 動 態			社 会 動 態			そ の 他 (c)	推計人口 12月31日 現在
		出 生	死 亡	増 減 (a)	転 入	転 出	増 減 (b)		
		人	人	人	人	人	人	人	人
30		△ 707	1,876	2,617	△ 741	9,697	9,552	145	△ 111
31/元		△ 896	1,815	2,667	△ 852	9,762	9,683	79	△ 123
2		△ 767	1,619	2,616	△ 997	9,547	9,188	359	△ 129
3		△ 1,002	1,588	2,692	△ 1,104	9,175	9,004	171	△ 69
4		△ 520	1,651	2,913	△ 1,262	10,075	9,246	829	△ 87
R4 1月		△ 141	145	296	△ 151	521	504	17	△ 7
2		△ 134	123	230	△ 107	546	561	△ 15	△ 12
3		△ 348	130	260	△ 130	2,326	2,538	△ 212	△ 6
4		295	109	239	△ 130	1,528	1,088	440	△ 15
5		30	132	236	△ 104	704	569	135	△ 1
6		△ 78	147	218	△ 71	635	637	△ 2	△ 5
7		△ 77	127	188	△ 61	628	642	△ 14	△ 2
8		66	162	228	△ 66	736	594	142	△ 10
9		△ 15	151	225	△ 74	616	552	64	△ 5
10		△ 3	127	253	△ 126	714	585	129	△ 6
11		△ 12	172	261	△ 89	581	495	86	△ 9
12		△ 103	126	279	△ 153	540	481	59	△ 9

→ DX推進本部「松本市人口統計」、長野県総合政策課「毎月人口異動調査結果報告」

(4) 産業別就業者人口

		平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
第一次産業	農 業	7,042		6,630		5,901	
	林 業	141		152		152	
	漁 業	8		12		8	
	小 計	7,191	5.9	6,794	5.6	6,061	5.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	23		20		30	
	建設業	8,893		8,509		7,919	
	製造業	19,261		19,859		18,974	
	小 計	28,177	23.1	28,388	23.4	26,923	22.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	621		625		551	
	情報通信業	2,031		2,018		2,282	
	運輸業、郵便業	—		—		—	
	運輸業、郵便業	5,868		5,454		5,456	
	卸売業、小売業	22,226		19,656		19,495	
	金融業、保険業	3,042		2,820		2,638	
	不動産業	—		—		—	
	不動産業、物品賃貸業	1,979		2,115		2,346	
	学術研究、専門・技術サービス業	3,258		3,214		3,188	
	飲食店、宿泊業	—		—		—	
	宿泊業、飲食サービス業	9,241		8,730		7,861	
	生活関連サービス業、娯楽業	4,474		4,159		4,080	
	医療、福祉	14,155		16,106		17,201	
	教育、学習支援業	5,688		5,819		6,074	
	複合サービス事業	1,035		1,296		1,231	
	サービス業(他に分類されないもの)	6,394		6,325		6,177	
	公務(他に分類されるものを除く)	3,751		3,699		3,748	
	小 計	83,763	68.6	82,036	67.5	82,328	69.2
分類不能		2,920	2.4	4,334	3.6	3,577	3.0
合 計		122,051	100.0	121,552	100.0	118,889	100.0

→ DX推進本部「国勢調査結果報告」

5 合併等の状況

合併前面積	合 併 状 況				合併後面積
	合併年月日	編入町村名	面 積	人 口	
12.17 km ²	大正 14 年 2 月 1 日	松 本 村	6.63 km ²	3,839 人	18.80 km ²
18.80	昭和 18 年 4 月 1 日	中 山 村 神 田	1.07	-	19.87
19.87	昭和 29 年 4 月 1 日	島内村・中山村・島立村	41.84	13,564	61.71
61.71	昭和 29 年 8 月 1 日	新 村 他 9 カ 村	153.14	39,037	214.85
214.85	昭和 35 年 4 月 1 日	塩 尻 市 片 丘 区 北 内 田	11.29	1,531	226.14
226.14	昭和 36 年 4 月 1 日	塩 尻 市 片 丘 区 崖 の 湯	0.06	36	226.20
226.20	昭和 49 年 5 月 1 日	本 郷 村	38.10	12,801	264.30
264.30	昭和 57 年 4 月 1 日	塩 尻 市 と の 境 界 変 更	0.30	160	264.60
264.60	平成元年 11 月 10 日	国 土 地 理 院 の 公 告	1.26	-	265.86
265.86	平成 5 年 10 月 1 日	地形図修正による変更	0.01	-	265.87
265.87	平成 17 年 4 月 1 日	四賀村・安曇村・奈川村・梓川村	653.48	20,520	919.35
919.35	平成 22 年 3 月 31 日	波 田 町	59.42	15,355	978.77
978.77	平成 26 年 10 月 1 日	国 土 地 理 院 の 公 告	△0.3	-	978.47

注 新村他 9 カ村とは和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村です。
また、人口は必ずしも合併月日当日のものではありません。

6 都市宣言

○ 安全都市宣言

[昭和 37 年 3 月 29 日 宣言]

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

○ 公明選挙都市宣言

[昭和 38 年 3 月 7 日 宣言]

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

○ 心身障害者福祉都市宣言

[昭和 49 年 6 月 28 日 宣言]

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

○ 部落解放都市宣言

[昭和 51 年 9 月 28 日 宣言]

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが因習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことのはじまりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の趣旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○ 音楽とスポーツ都市宣言

[昭和 60 年 9 月 26 日 宣言]

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強く求められているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○ 平和都市宣言

[昭和 61 年 9 月 25 日 宣言]

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。

○ 暴力追放都市宣言

[昭和 63 年 2 月 24 日 宣言]

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○ <献血・献眼・献腎>三献運動推進都市宣言

[平成 9 年 3 月 13 日 宣言]

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「<献血・献眼・献腎>三献運動推進都市」とすることを宣言する。

○ 健康寿命延伸都市宣言

[平成 25 年 3 月 14 日 宣言]

健やかでいきいきと暮らすことは、私たちの共通の願いです。

そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本のまちが健康であることが大切です。

私たち松本市民は、一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を尊重し、「健康寿命」の延伸につながる人と社会の「健康づくり」をめざし、ここに松本市を「健康寿命延伸都市」とすることを宣言します。

7 姉妹都市・友好都市等

□ ソルトレークシティ（昭和 33 年 11 月 29 日姉妹都市提携）

アメリカ合衆国ユタ州の州都で、人口約 20 万人、西部高原地帯の政治・経済・文化の中心都市です。気候、風景など自然環境が松本市と似ています。

(1) 提携への経過

戦前よりソルトレークシティと関係が深かった故村山有氏（ジャパン・タイムス渉外部長：旧制松本中学卒）が両市を仲介し、戦後、姉妹提携運動が盛んになるにしたがって、両市の姉妹提携の機運

も次第に醸成され、提携に至りました。国内では13番目（長野県内の市町村では初）の海外姉妹都市提携となりました。

(2) 交流主体

松本市ソルトレークシティ姉妹提携委員会（事務局：松本商工会議所内）

□ カトマンズ市（平成元年11月17日姉妹都市提携）

ネパール連邦民主共和国の首都で、人口約170万人、ヒマラヤ山脈の中部にある都市です。産業は観光産業、商業及び家内工業に代表されます。

(1) 提携への経過

昭和51年8月、B. P. シュレスタ氏（当時の駐日大使）が来松した際、北アルプスを背景とした松本平の風景がカトマンズ盆地に似ており、岳都同志の縁を感じたことから、姉妹都市提携の打診がされました。その後、S. P. バタライ・カトマンズ市長と市議会代表等が来松し、姉妹提携実現について要望されました。こうした中で、松本市民の中にもアジア圏との海外姉妹都市提携を望む声が強くなり、また、アジアの都市との提携が全国的な傾向であったことから提携に至りました。

(2) 武道館の建設

松本市カトマンズ市姉妹都市提携10周年の記念事業として、外務省など関係機関の支援、町会など全市的な取組みにより平成14年1月カトマンズ市に武道館が建設され、現在、両市のスポーツ・文化交流の核として活用されています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 カトマンズ部会（事務局：松本市人権共生課内）

□ 廊坊市（平成7年3月21日友好都市提携）

中国北部河北省の都市で、人口約492万人、北は首都北京市、南を天津市に接しており、どちらの都市へも約60kmの距離にあります。産業は情報産業、ビッグデータ産業に代表されます。

(1) 提携への経過

中国との友好都市提携の機運は、地道に進められていた民間交流を基礎に、昭和58年以来12都市から友好都市提携の申込みを受けたこと、市民団体の積極的な取組みがみられたことなどの経過を踏まえ、市としても善隣友好を考える時期にきているとの判断に立ち、市と市議会合同の調査団を派遣し、友好都市提携の可能性を調査しました。

調査団は、12都市の中から河北省廊坊市、遼寧省葫蘆島市、山東省平度市の3都市を実際に訪問し調査を行い、長野県と友好県・省の関係にある河北省の廊坊市を選定、この結果を受けて、市は友好都市提携を実施しました。

(2) 研修生の受入れ

友好都市交流促進のため、平成9年度に締結した松本市と廊坊市との研修生受入事業に関する協定書に基づき、平成10年度から研修生受入事業を行っています。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 廊坊部会（事務局：松本市人権共生課内）

□ グリンデルワルト村（平成17年5月16日姉妹都市交流継続合意）

スイス連邦ベルン州にある小さな村で、有名なアイガーとヴェッターホルンの麓に広がる人口約4000人の村です。スイスを代表するアルペンリゾートの中でも人気の高い地域です。姉妹都市に関する合併

調整方針（相手都市の意向を確認し、新市の姉妹都市とする）に基づき、先方の意向を確認した結果、旧安曇村の姉妹村であるグリンデルワルト村と姉妹都市交流事業を継続していくことになりました。

(1) 旧安曇村との提携年月日

昭和 47 年 4 月 20 日

(2) 提携への経過

冬季札幌オリンピックの際、スイスのノルディック種目の監督として来日したローランド・ルーディン氏（グリンデルワルト村のリフト会社社長）の意向を受けた当時の日本交通公社副社長 兼松学氏の仲介が縁で、ともに雄大なアルプスを抱え、スキー技術の交流や観光政策等で相互に協力することに合意し提携となりました。

(3) 交流主体

松本市海外都市交流委員会 グリンデルワルト部会（事務局：松本市人権共生課内）

□ 高雄市（平成 27 年 7 月 14 日覚書締結）

台湾高雄市は、人口約 277 万人の台湾第二の都市で、台湾随一の工業都市であり、また、台湾最大の国際港を有する都市として知られています。

本市では、台湾高雄市にトップセールスを行い、高雄市長と懇談する中で、両市の交流を進めることで合意し、「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」を締結しました。覚書締結以来、両市の健康福祉施策の情報交換、青少年の音楽交流など様々な交流を進めています。

□ 藤沢市（昭和 36 年 7 月 29 日姉妹都市提携）

神奈川県、人口 443,515 人（R5.4.1 現在）、湘南・江の島が有名な海のまちで、東洋のマイアミビーチと呼ばれています。海と山を代表する観光都市という共通点から姉妹都市になりました。毎年「海と山との市民交歓会」を開催するなど交流を行っています。

□ 姫路市（昭和 41 年 11 月 17 日姉妹都市提携）

兵庫県、人口 523,003 人（R5.4.1 現在）、播磨工業地帯の中核都市です。世界文化遺産に登録された国宝姫路城（白鷺城）をシンボルとしており、春の観桜会・お花見太鼓は有名です。国宝に指定されているお城が縁で姉妹都市になりました。

□ 高山市（昭和 46 年 11 月 1 日姉妹都市提携）

岐阜県、人口 83,537 人（R5.4.1 現在）、飛騨地方の中央部に位置する静かな都市です。かつて本市とともに筑摩県に属していた縁で姉妹都市になりました。

平成 17 年 4 月 1 日には、高山市と境を接する安曇村、奈川村が松本市に編入合併したため、北アルプスの槍ヶ岳～穂高岳～焼岳～安房峠～乗鞍岳～野麦峠～鎌ヶ峰の稜線で姉妹都市が隣接することとなりました。

□ 金沢市（平成 20 年 7 月 16 日文化・観光交流都市協定）

石川県、人口 445,688 人（R5.4.1 現在）、加賀百万石で知られる前田家の城下町として発展し、今も往時の風情が残り、近年は 21 世紀美術館に代表されるアートも盛んで、古き良き日本の情緒と新しい感性がミックスされた魅力ある都市です。城下町としての歴史と伝統に育ま

れた両市の誇る薫り高い文化を通じた交流を促進し、さらに東海北陸自動車道の全線開通を機に、両市の特色を活かしながら国内外からの一層の誘客を図ることを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 札幌市（平成 22 年 9 月 6 日観光・文化交流都市協定）

北海道、人口 1,957,291 人（R5.4.1 現在）、北海道の政治・経済の中心都市で、さっぽろ雪まつりや時計台、大通公園、日本ではじめて冬季オリンピックが開催された都市として有名です。空路の札幌・松本線のさらなる充実を契機とした市民等の交流を一層促進することにより、両市の交流人口の増大を図り、さらに産業・経済が発展していくことを目的に交流都市協定を締結しました。

□ 鹿児島市（平成 24 年 9 月 16 日文化・観光交流協定）

鹿児島県、人口 596,245 人（R5.4.1 現在）、世界有数の活火山の「桜島」や世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成遺産である「旧集成館」「寺山炭窯跡」「関吉の疎水溝」など、自然・文化あふれる都市です。九州新幹線鹿児島ルート全線開通を契機に、城下町としての歴史と恵まれた自然環境を有する両市が、新幹線と空路の福岡・松本線を活用し、交流人口の増加を図るとともに、両市の文化振興と地域経済の活性化に寄与することを目的に交流協定を締結しました。